

65歳以上の方※へ届いた接種券と予診票は 予約開始まで大切に保管してください



※令和3年度中に65歳に達する方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）



新型コロナワクチン接種の予約は
まだ始まっていません



横手市では、施設内クラスター発生防止や重症化リスクの高い方を優先し、高齢者施設の65歳以上の入所者から接種を開始します。特設会場での集団接種および協力医療機関での個別接種については、ワクチン供給量が安定するまで実施を見合わせています。**現時点では予約開始日は未定です。**決定次第、全戸配布などでお知らせしますので、今しばらくお待ちください。

対象者なのに接種券が届かない時や失くしてしまった時は？

接種券が届かない時・・・横手市ワクチン接種コールセンターまでご連絡ください。
配送状況を確認し、再発送または再発行します。

接種券を失くしてしまった時・・・いずれかの方法で再発行申請を行ってください。

▶ **電話で申請**

横手市ワクチン接種コールセンターまでご連絡ください。状況を伺い再発行します。

▶ **窓口で申請**

国保市民課（本庁舎）または各地域局市民サービス課に設置している『接種券再発行申請書』を記入し、申請します。運転免許証など本人確認のできる書類をお持ちください。なお、本人以外（親族など）が申請することも可能です。

▶ **郵便で申請**

市ホームページなどから『接種券再発行申請書』をダウンロードして記入し、切手を貼った返信用封筒を同封して、下記宛て先まで郵送してください。

【宛先】〒013-0044 横手市横山町1-1 ワクチン接種対策室

横手市ワクチン接種コールセンター

☎0120-088-970

（毎日午前9時～午後6時）

住民票は他の自治体にあるが やむを得ない理由で横手市での接種を希望する場合

新型コロナワクチンは、原則住民票がある自治体で接種します。単身赴任している方や、遠隔地へ下宿している方など、やむを得ず異なる場所での接種を希望する場合は手続きが必要ですが、下記の方については手続き不要です。

- ▶市内の病院や施設に入院、入所されている方
- ▶基礎疾患を持つ方が主治医のもとで接種する場合
- ▶災害による被害にあった方
- ▶拘留または留置されている方、受刑者
- ▶住所地外接種者であって、市町村に申請を行うことが困難な方

※基礎疾患がない方については、かかりつけ医が住民票所在地と異なる場所でも、やむを得ない事情にはあたりません。住民票のある自治体で接種をお願いします。

■申請方法

必要なもの・・・接種券の写し（コピーなど）、住所地外接種届

▶窓口で申請

国保市民課（本庁舎）または各地域局市民サービス課に設置している『住所地外接種届』を記入し、接種券の写しとともに提出します。内容を確認し『住所地外接種届出済証』を交付します。なお、本人以外（親族など）が申請することも可能です。

▶郵便で申請

市ホームページなどから『住所地外接種届』をダウンロードして記入し、接種券の写しと切手を貼った返信用封筒を同封して、下記宛て先まで郵送してください。

【宛先】〒013-0044 横手市横山町1-1 ワクチン接種対策室

※『住所地外接種届出済証』は、接種当日に会場へお持ちください。受付で確認後に返却されますが、2回目の接種でも使用するため、そのままお持ちください。

※横手市に住民票がある方が他の自治体での接種を希望する場合は、接種を希望する自治体へご連絡ください。

横手市の
接種に
ついて

横手市ワクチン接種コールセンター

☎0120-088-970

（毎日午前9時～午後6時）



市ホームページは
こちらから

新型コロナ
ワクチンに
ついて

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

☎0120-761-770

（毎日午前9時～午後9時）



厚生労働省Q&A
ページはこちらから